

魚津市告示第66号

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年4月12日

魚津市長 村椿 晃

新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 新川圏域児童発達支援センターの民設民営化にあたり、新園舎の整備並びにその管理及び運営を行う法人等の候補者（以下「運営法人」という。）を選定するため、新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に係る整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、市長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 運営法人の選定基準の策定に関すること。
- (2) 運営法人の審査に関すること。
- (3) 運営法人の選定に関すること。
- (4) その他新川圏域児童発達支援センターの民設民営化に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員9名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉に関する学識経験を有する者 1名
- (2) 新川地域自立支援協議会から推薦された者 1名
- (3) 魚津市民間保育連盟から推薦された者 1名
- (4) 法人等の財務会計に関する専門知識を有する者 1名
- (5) 魚津市立つくし学園の保護者の代表者 1名
- (6) 新川圏域を構成する市町担当課長の代表者 1名
- (7) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項第2号及び第3号の者が属する法人が運営法人の公募に応

じる予定がある場合は、当該者を委員に委嘱又は任命せず、既に委嘱又は任命している場合は直ちに解嘱又は解任するものとする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から第2条に規定する運営法人の選定に関する一連の事務が終了するまでの期間とする。

2 委員に欠員を生じた場合は、直ちに補欠委員を選任する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

5 委員会は、関係機関に対し、資料の提出を求めることができる。

6 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ公正に職務を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。